

社会福祉法人 広島県共同募金会
NHK歳末たすけあい配分要領

12月1日から12月25日までの間に、日本放送協会、中央共同募金会、NHK厚生文化事業団主催による「NHK歳末たすけあい」の配分は、「NHK歳末たすけあい実施要綱」及び「NHK歳末たすけあい取扱要領」に基づき、本要領により行うものとする。

1. 配分目的

寄付金は、原則として、拠出者在住の都道府県共同募金会が当該都道府県内の生活困窮者等のために公正に配分するものとし、特に、身体障害児者、知的障害児者、支援を必要とする高齢者等についての配分を考慮する。

また、共同募金全国共通配分テーマを重点テーマとして取り組む。

さらに、甚大な被害が出る自然災害が多発している状況を鑑み、「災害」に関する支援にも取り組む。

2. 配分対象事業

配分対象事業は、次の事業とする。

- ① 身体障害児者、知的障害児者、支援を必要とする高齢者等に関する事業
- ② 共同募金全国共通配分テーマに関する事業
- ③ 災害支援等に関する事業

3. 配分方法

本会は、受け入れた寄付金を「NHK歳末たすけあい」によるものであることを明示して、次の2回に分けて配分する。

①第一次配分

特に広報効果の高い一部の配分対象について、NHK広島放送局と協議のうえ、立替支出等適宜の措置により、12月開催の配分委員会で承認を得て、運動期間中の12月中旬に「NHK歳末たすけあい第一次配分交付式」を行い、これを報道することにより、運動の気運高揚に資する。

なお、第一次配分は、その後開催される理事会・評議員会において決定する。

②第二次配分

寄付金の総額が確定後、第一次配分額を差し引いた額を第二次配分の財源とし、2月開催の配分委員会で承認を得て、その後開催される理事会・評議員会において決定する。

4. 配分交付時期

第一次配分 12月下旬

第二次配分 翌年4月下旬

5. 配分についての報告

配分を受けた施設・団体は、事業完了後1月以内に、配分金の使途を明示した完了報告書を、本会に提出しなければならない。

付 則 本要領は、令和3年3月2日に、「NHK歳末たすけあい実施要綱」及び「NHK歳末たすけあい取扱要領」に基づき作成し、同年4月1日から施行する。